

# 明倫

特別号

題字：榎村正直

平成十八年八月十二日発行  
 明倫自治連合会広報委員会  
 発行部数2000部

## 祇園祭を受け継ぐ風格のあるまち、 商いと暮らしが響きあうまち 明倫

### 「まちづくりの目標と方針」が決まりました！

明倫自治連合会（まちづくり委員会）では、平成十五年度から「明倫まちづくりの目標と方針（地区計画の方針）」に取り組んできましたが、去る七月十日、京都市の都市計画審議会で承認され、京都市の都市計画として正式に決定、二十四日に告示されました（3ページ参照）。

この間における学区民のみなさまのご協力に厚く御礼を申し上げます。



京都市の大島都市計画局長に  
 計画案を提出する吉田会長  
 （平成18年3月28日）

「明倫まちづくりの目標と方針」の概要は以下に示したとおりで、京都市は、明倫学区内の建築物の新築・改築申請などに対し、この方針を守るように指導します。また、学区民としても、この方針をお互いの了解事項として尊重し、建築行為やまちづくり活動などの指針とするようにしたいものです。

しかし、これは文字通り、まちづくりの「目標・方針」であり、今後は「目標・方針」を実現するための具体的な方策を学区の皆で検討し、一致できる部分から実効力のあるルール（地区整備計画）にしていく必要があります。

そのため、自治連合会（まちづくり委員会）では、「まちづくりルール検討会（仮称）」を学区の皆さんの参加のもとに発足させ、地区整備計画（実効力のあるルール）の策定に向けた検討を始めていと考えています。

まちづくりルールに関心がある皆さまには、是非参加いただくようお願い致します（応募要領は4ページ参照）。



まちづくりの課題を皆で検討（明倫きのう・きょう・あした）

## まちづくりの目標と方針（概要）

### （まちづくりの目標）

『祇園祭を受け継ぐ風格のあるまち、商いと暮らしが響き合うまち 明倫』

- ◎ 地域に愛着と誇りを持ち、文化が薫るまちの個性と魅力を高める
- ◎ 商いと住まいの共存を図り、風格のある美しいまちなみをつくる
- ◎ だれもが安全・安心に暮らせ、交流豊かなコミュニティをつくる

### 目標に向けての方針は

#### 土地利用・建築物などの方針（ 共通事項 地区別の方針は3ページ参照）

##### ◆土地利用の方針

- 明倫にふさわしい商いの継承・発展
- 美しく魅力的な市街地をつくる
- 風俗産業、環境悪化の防止

##### ◆建築物等の整備方針

- 質の高い形態・デザイン
- 地域の特性に調和した色彩・材質
- 看板、駐車場等は、周辺の建物等と調和し統一感のある形態・デザイン・色彩に

##### ◆その他の方針

- 緑・広場などの創出を促す
- 歩行者の安全と快適さを保ち、町並景観に調和した道づくり
- 残存する樹木・緑地などを維持する

### 「まちづくりの目標と方針」づくりの主な経緯

#### 平成 15 年度

- 平成 15 年 4 月 9 日：まちづくり委員会で地区計画の取組を決定
- 平成 15 年 6 月 14 日：明倫まち歩きの実施（現地踏査，結果とりまとめ，成果の相互発表）

#### 平成 16 年度

- 平成 16 年 5 月 22 日～28 日：マンション実態調査の実施（各町内会長に依頼）
- 平成 16 年 6 月 11 日～7 月 7 日：マンション住民アンケート（全戸）調査の実施
- 平成 16 年 9 月 15 日：第 8 回 明倫夜話の座にて，マンション調査結果について報告
- 平成 16 年 10 月 7 日～11 月 14 日 第 1 回～第 3 回「明倫きのう・きょう・あした」の開催
  - ・「だれもが安全・安心に歩いて暮らせるまちづくり」
  - ・「交流ゆたかな共生のまちづくり」
  - ・「シンポジウム ～文化の継承と活力ある明倫づくり～」
- 平成 17 年 1 月：居住状況・事業所調査の実施
- 平成 17 年 2 月 18 日：自治連合会理事会にて，これまでの成果と冊子づくりの中間報告

#### 平成 17 年度

- 平成 17 年 4 月 28 日：自治連合会総会で成果の中間報告，今年度の取組計画の説明
- 平成 17 年 5 月 20 日～30 日：地区計画の方針（案）の各町内回覧
- 平成 17 年 6 月 28 日～7 月 10 日：地区計画の方針（案）などについての全戸アンケート実施
- 平成 17 年 8 月 5 日：理事会にて，アンケート結果の報告，地区計画の方針（案）の承認
- 平成 17 年 8 月 24 日：第 4 回「明倫きのう・きょう・あした」の実施
- 平成 18 年 1 月 26 日：地区計画の方針（案）の住民説明会を実施
- 平成 18 年 3 月 3 日：自治連合会理事会にて，地区計画の方針（案）の最終承認
- 平成 18 年 7 月 10 日：京都市都市計画審議会で承認、都市計画決定

平成 18 年 7 月 24 日 京都市告示第 137 号

## 明倫元学区地区 地区計画（計画の方針）

## ●位置（省略）、面積（省略）

## ●区域の整備・開発及び保全の方針

地区計画の目標	<p>当地区は、京都の都心部に位置する商業・業務の中心地であるとともに、わが国三大祭のひとつである祇園祭を伝える地域である。また、室町時代以来の町衆によって形成された自治の気風や文化・芸術に親しむ心が今に伝わり、商いと共存しながら多くの人々が住まう地域である。</p> <p>当地区においては「祇園祭を受け継ぐ風格のあるまち、商いと暮らしが響き合うまち 明倫」の実現を目指したまちづくりを進めており、今後ともこのまちづくりの進展を図るため、地区計画の目標を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域に愛着と誇りを持ち、文化が薫るまちの個性と魅力を高める</li> <li>2 商いと住まいの共存を図り、風格のある美しいまちなみをつくる</li> <li>3 だれもが安全・安心に暮らせ、交流豊かなコミュニティをつくる</li> </ol>
土地利用の方針	<p>都心部に位置する商業・業務地として、また、歴史と伝統文化が息づくまちとして、明倫にふさわしい商いの継承・発展を図り、美しく魅力的な市街地をつくる。</p> <p>また、風俗産業などの明倫にふさわしくない業種の進出や環境の悪化を防ぐ。</p> <p>さらに、当地区を細区分して、それぞれ次の方針により地区の特性に配慮した土地利用を誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職住共存地区（烏丸通沿道地区及び四条室町地区以外の区域） 商いの継承・発展とともに、交流豊かなコミュニティの形成、住環境の向上を併せて実現させるため、地域社会と調和する業種の進出を促し、伝統的なまちなみと調和した市街地の形成を図る。 また、三条通などに多様な交流空間を形成するため、店舗などの導入を促進する。</li> <li>2 烏丸通沿道地区及び四条室町地区 京都の中心的な商業・業務地として、商業施設の他にも、集客施設や情報産業の立地が進んでいる地区である。 事業者もコミュニティの一員であることを自覚し、地域の住環境及び業務環境の維持に配慮しながら、当地区にふさわしい良質な商業・業務機能の集積を図る。</li> </ol>
地区施設の整備方針	<p>良好な市街地環境を形成し、交流豊かなコミュニティづくりを進めるため、緑地・広場等の創出を促進するとともに、歩行者の安全性と快適性を確保し、町並み景観と調和した道づくりを進める。</p>
建築物等の整備方針	<p>風格のある美しいまちなみの形成を図るため、建築物・工作物については、周辺の町並み景観と調和する質の高い形態・意匠とするとともに、地域の特性に調和した色彩・材質とする。</p> <p>また、広告物、駐車場及びその他屋外設置物については、周辺の建築物・工作物と調和した、統一感のある形態・意匠・色彩とする。</p> <p>さらに、当地区を細区分して、それぞれ次の方針により、地区の特性に配慮した建築物等の整備を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職住共存地区（烏丸通沿道地区及び四条室町地区以外の区域） 地域の歴史・文化を受け継ぎ、住み続けられる、落ち着いた居住環境を保全するため、町家や歴史的・文化的な建築物と調和のとれた用途、形態、意匠を備えた建築物の立地を促進する。 共同住宅については、居住者のコミュニティへの参加を促進する交流空間の確保に努めるとともに、共同住宅の良好な管理に配慮した配置計画とする。 店舗・事務所等については、駐輪場を適正に確保し、配置するとともに、低層階を通りの特性に配慮した計画にする。</li> <li>2 烏丸通沿道地区及び四条室町地区 京都を代表する業務・商業地にふさわしい用途の建築物を誘導し、烏丸通に面する共同住宅の建築を抑制する。 また、歴史ある洋風建築物と高層建築物との調和に配慮するとともに、統一感のある質の高い美しいまちなみの形成を図る。 業務ビル等については、駐輪場を適正に確保し、配置するとともに、低層階を通りの特性に配慮した計画にする。</li> </ol>
その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区に残存する樹木・緑地等については、地区の自然環境の維持に果たす役割に配慮し、その機能の維持を図る。</p>

## 参加者募集！ まちづくりルールを考える会（仮称）

自治連合会（まちづくり委員会）では、地区整備計画（まちづくりのルール）づくりに向け、検討が必要な事項（下の例を参照）について、学区のいろいろな立場の皆さん方が、お互いに意見を交換しながら、皆で共有できるルールを考える場（仮称：まちづくりルールを考える会）を作りたいと考えています。

この会の検討結果については概ね今年中にとりまとめ、「まちづくりの目標と方針」と合わせて、絵や写真を使ってわかり易く編集した、“明倫まちづくりのパンフレット”（仮題）を京都市の協力を得て作成し、学区の皆さんや関係者に配布する予定です。

**※まちづくりルールを考える会（仮称）に参加し、明倫のまちづくりについて考えてみたい方は、電話またはFAX・メール（町名、氏名、連絡先を明記のこと）にて、9月末日までに下記までお申込下さい。**

明倫自治連合会 まちづくり委員会 井上 成哉（三条町）

電話 255-7926 FAX 255-7936

メール: mossgreen@h5.dion.ne.jp

## 地区整備計画（まちづくりのルール）づくりに向けて

### 「目標・方針」実現のために検討が必要な事項（例）

- ◎ 地域に愛着と誇りを持ち、文化が薫るまちの個性と魅力を高める
  - ・ 祇園祭を地域全体の祭として盛り上げる（幔幕・提灯の掲出、鉦の道づくりなど）
  - ・ 地域の歴史や文化を学習、発信する機会の充実（明倫夜話の座、ペトロフピアノ演奏会など）
  - ・ 京都芸術センターなどとの連携
- ◎ 商いと住まいの共存を図り、風格のある美しいまちなみをつくる
  - ・ 明倫にふさわしい商いとは、またその継承・発展のためには
  - ・ 美しく魅力的な市街地とは、環境悪化の防止法は
  - ・ 建築物等のルール（質の高い形態・デザインとは、地域の特性に調和した色彩・材質とは）
  - ・ 広告物・看板、駐車場などのルール（周辺建物等と調和し統一感のある形態・デザイン・色彩とは）
  - ・ 建築事業者や行政・専門家等との協議機関（仮称：明倫景観協議会）の設置
- ◎ だれもが安全・安心に暮らせ、交流豊かなコミュニティをつくる
  - ・ まちづくり規約（仮称）の制定
  - ・ 日常的な交流機会の増加、交流の場づくり
  - ・ 歩車共存の道づくり
  - ・ 防災、防犯のネットワークづくり
  - ・ 京都通信病院などとの連携